

伊丹市母子保健情報誌制作に係る企業提案の募集に関する要項

(趣 旨)

第 1 条 この要項は、伊丹市広告掲載要綱に基づき、本市が作成する母子保健情報誌の制作及び提供にかかる P P P（公民連携）について、その目的や手法等について必要な事項を定めるものとする。

(目 的)

第 2 条 妊娠期から子育て期にわたり切れ目のない支援を実施し、子育て不安の軽減や虐待予防に資することを目的として、妊娠届出の機会に助産師・保健師等の専門職が面接相談を実施している。この面接相談を支援の出発点として充実し、必要な情報をわかりやすく提供して不安軽減につなげるとともに、セルフプランの立案を目的として伊丹市母子保健情報誌を制作する。この情報誌制作と発行について、P P P（公民連携）の手法を活用することで、制作にかかる予算削減並びに妊娠期の支援充実を図ることを目的とする。

(広告及び提供内容)

第 3 条 伊丹市母子保健情報誌の制作及び発行について、企業からの提供を受けるとともに、当該企業より提案があった場合は、広告を掲載することを可能とし、広告料は原則無料とする。但し、料金を納付する場合も可能とする。又、提供を受ける内容については、別途定める。

(広告の規格及び掲載基準)

第 4 条 掲載する広告（以下「掲載広告」とする）の規格及び掲載基準は「伊丹市広告掲載要綱」「伊丹市広告掲載基準」及び「医療広告ガイドライン」に準ずるものとする。

(申出者の受付及び選定方法)

第 5 条 受付方法、選定方法等については別途要領に定める。

(選定会の設置)

第 6 条 申出者を選定するため、また制作物及び掲載広告に関して審査をするために次の各号に掲げた事項を規定する選定会を設置する。

(1) 選定会は次に掲げる事項を審査する。

ア 申出者の選定に関すること

イ 広告主等の業種及び業者

ウ 掲載広告の内容

エ その他選定会の長が必要と認める事項

(2) 選定会の委員長は健康福祉部長をもって充てる。委員は、健康福祉部参事、保健医療推進室長、母子保健課長、経営企画課長、広報・シティプロモーション課長をもって充てる。委員長は会務を統括する。

(3) 委員長は前項に定める委員の他に関連する職員を臨時の委員として加えることができるものとする。

(4) 選定会は、必要の都度、委員長が招集する。

(5) 選定会がやむを得ない事由で開催できないとき、また緊急を要するときは選定会を招集せず、議案の持ちまわりにより審議することができる。

(6) 選定会の議事は、委員の過半数をもって決し、可否同数の時は、委員長の決するところによる。

- (7) 委員長は必要があると認めた時は、選定会の会議に関係者の出席を求め、その意見又は説明を受けることができる。

(協定書の締結)

第 7 条 選定会により選定された企業と市は、原則、協定書を締結するものとする。

(実施担当課)

第 8 条 この要項の実施に係る庶務は、伊丹市健康福祉部保健医療推進室母子保健課が行うものとする。

(その他)

第 9 条 この要項に定めるもののほか、母子保健情報誌制作に係る企業提案の募集に関し、必要な事項は委員長が別に定める。

付則

1. この要項は、令和 7 年 7 月 7 日から施行する。